

監査措置公告第6号

平成22年2月24日付け21監第72号で提出した平成21年度定期監査（後期）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成21年度定期監査（後期）の結果に関する措置について

平成22年9月10日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 池本信秀

東かがわ市監査委員 清船豊志

監査指摘事項の取り組みについて

【総務部】

○総務課

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 防犯灯については、試験的にLED電球を使用している箇所があるが、地球温暖化防止の観点から、より積極的な使用に向けて検討されたい。

(イ) 旅行命令簿の旅費の訂正箇所については、訂正印を押すことが望ましい。

(ウ) 切手受払簿の記載誤りが見られた。切手受払簿管理者が、チェックすることが望ましい。

【措置事項】

(ア) LED電球の使用については、庁舎事務室の電灯（蛍光灯）や交流プラザへの導入の検討を実施した。費用面では、効果が少ないものの地球環境への取り組みとして検討を継続する。

(イ) 旅行命令簿等、書類の訂正箇所については、訂正印を押すことを周知徹底した。

(ウ) 切手受払簿の管理については、記載漏れがないように職員に徹底するとともに、定期的に確認調査を実施することとした。

○政策課

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 今後、情報通信基盤整備事業については、地上デジタル放送と合わせて、市民にわかりやすいアカウンタビリティ（説明責任）を果たすため、努力されたい。

【措置事項】

情報通信基盤整備事業については、次のように取り組んでいる。

(ア) ○住民説明会の開催

平成22年2月の自治会連絡協議会役員会において、住民説明会の開催方法などについて協議をし、防災講習会や自治会長会で周知した。併せて、3月に自治会長あて開催案内及び回覧依頼文を送付するとともに広報4月号の折込チラシにより市民に周知した。

住民説明会のほか出前講座も随時開催しており、住民説明会が一巡した後にも旧町単位で合同説明会を昼夜2回ずつ開催した。

【住民説明会開催実績（8月2日現在）】

- ・住民説明会 67回、出前講座 44回、合同説明会 6回 計 117回
- ・のべ参加者数約 3,500人

○申込書回収員による申込書の回収

4月末から全家庭・事業所あてにダイレクトメールで事業パンフレット、民間事業者パンフレットと併せて「告知放送端末設置申込書」を送付した。

送付1ヶ月後の5月下旬から申込書が未提出の家庭・事業所に市の臨時職員が事業概要の説明を兼ねて申込書の回収に訪問している。

また、アパートなど集合住宅の大家を個別に訪問している。

【告知放送端末申込状況（8月24日現在）】

・申込数 9,480通 申込率：全世帯の約70%

○相談窓口の整備（フリーダイヤルの設置）

「東かがわ光サービス相談窓口」を設置し、専任の市の臨時職員3人が相談・問い合わせに対応している。窓口には相談専用のフリーダイヤルを設け、気軽に相談・連絡できるように努めている。

○サービス提供事業者による個別訪問の実施

インターネットとケーブルテレビサービスについては、個々のニーズにきめ細やかに対応するため、加入希望者の自宅に民間事業者の説明員が訪問し、十分に説明をしたうえで加入申込みを受け付けるようにしている。

○広報紙・ホームページによる情報発信

市ホームページに東かがわ光サービスの項目を立ち上げ、広報紙にもコーナーを設けて周知に努めている。さらに8月以降、偶数月に「光サービスだより」を発行し、周知を強化することとしている。

○税務課

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 滞納者についての財産調査について、金融機関3行と協定書を交わし、滞納税の徴収強化に努められている。税の未納分については、少額のうちから督促し、早期の納税相談を実施し、新たな多額の滞納者を作らないよう努められたい。

【措置事項】

(ア) 現年の未納税の徴収については、未納が発生した時点で納税相談等より早期に着手し、滞納繰越額の縮減のため課員全員で取り組んでいる。

督促状並びに催告状の発送はもとより、現年の未納税については、夏期徴収強化期間等、従来の徴収率向上の方策に加えて、新たに、平成22年度発送の納税通知書にハガキサイズの口座振替依頼書を同封し、口座振替依頼を簡易にすることにより口座振替率を向上させ、現年の徴収率向上に繋がるよう努めている。

【事業部】

○経済課

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 空き農地情報バンク事業については、今年度において、提供希望24件につき、

15件の交渉成立（平成22年1月19日現在）があり、農地の有効活用に繋がっている。利用希望者に対して提供希望者の方が多い現実を踏まえ、より啓発に努められ、農地の有効活用の活性化を図られたい。

【措置事項】

(ア) 空き農地情報バンク事業については、市ホームページや農業委員会総会の場を活用し、制度の周知を継続的に図り利用を促している。また、香川県農業振興公社が実施する新規就農者相談会において、空き農地情報を提供したり、東かがわ市商工会が発行する県外在住者向けパンフレットにも空き農地の情報を掲載したり、他団体とも連携した積極的な活動に努めている。

【市民部】

○福祉課

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 旅行命令簿について、帰着日の記載漏れが、確認された。帰着時には、必ず記載されたい。

(イ) 要介護認定調査用モバイルの導入により、要介護認定調査の効率化を図り、昨年度より増加している調査に備えるとともに、今後はモバイル導入効果を調査、分析されたい。

(ウ) 平成21年度中に、介護保険料については、課内全職員に分任出納員の任務を与え、徴収体制を強化した。より未納介護保険料が減少するように期待したい。

(エ) 稼働能力活用就労支援プログラムにより、就労ができておらず、一定の成果は出ている。しかし、経済危機の昨今であるため、短期就労が多く自立が困難な状況ではあるが、やむをえない。働く意欲をサポートし、保護世帯を増加させないために、今後とも尽力いただきたい。

【措置事項】

(ア) 旅行命令簿については、必ず帰着日を記載するよう課員に周知徹底し、履行している。

(イ) 要介護認定調査用モバイルの導入については、平成22年度から認定調査委託を県外のみとしたことなどから、要介護認定調査件数が相当増加している。調査員が要介護認定調査用モバイルを活用して認定調査の効率化に努めている。今後もモバイル導入効果を調査、分析を行い精査することとした。

(ウ) 介護保険料の未納対策としては、介護保険グループの職員が保険料の徴収を行っていたが、課内職員に分任出納員の任務を与え、個別訪問回数を増やし納付交

渉を行った結果、滞納保険料の徴収率が25.6%で昨年度より2.96ポイント向上した。今後も継続して滞納者に戸別訪問を行い徴収率の向上に努めていく。

(エ) 保護世帯の就労支援については、生活保護世帯の中で稼働能力を有する方、生活保護の相談に訪れ生活保護の申請に至らなかった経済的弱者の方に、就労支援員を1名配置して支援を実施しており、一定の成果は出ているが今後とも、ハローワークと連携して市内企業に雇用拡大の依頼を行うなど、さらなる雇用に繋がるよう努めていく。

○環境衛生室

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 平成20年度環境美化促進委員会運営助成金の事業実績報告書の参加人数であるが、どの所属からの参加者なのか、不明である。実績報告書を、わかりやすく記載されたい。

【措置事項】

(ア) 環境美化促進委員会の事業実績について、参加人数や所属団体など事業内容がわかりやすいように実績報告書を作成することとした。

○子育て支援課

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 平成21年度より、保育料督促状発送を行っている。なお、様式については、担当課名(子育て支援課)の下段に保育所担当、直通電話番号等の記載をし、納付相談しやすい状況を作り、平成18年度分に達成された保育料納付率100%に近づくように一層努力されたい。

【措置事項】

(ア) 保育料の督促状様式については指摘どおり、担当課名・直通電話番号等の項目を追加した。また、個別面談による納付相談を実施し、納付計画を見直すことにより、収納率を上げるよう促した。

○市内保育所(共通)

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 旅行命令簿については、命令日の記載漏れがあった。以後、気をつけられたい。

(イ) 「東かがわ市保育所管理規則」第17条(20)(21)にある給食材料受払簿と脱脂粉乳受払簿については、実際は、主食費受払簿、給食日誌等により、業務が遂行されている。今後は、より実態に即した規則整備を、検討されたい。

(ウ) 保育料現金取扱納入記録簿に、現金納付者に納付書を交付済みとの記載をして

いる事案があった。現金納付者に対する納付書交付については、保育料納付書交付簿を作成をし、その旨を記載されたい。

(エ) 危機管理マニュアルについては、所管課名が旧課名のものが見られた。緊急時に使用するものであり、冷静に職務を遂行するため、記載については最新且つ正確に修正されたい。

【措置事項】

(ア) 旅行命令簿の命令簿の記載漏れについては、確認の上直ちに記載した。

(イ) 「東かがわ市保育所管理規則」については、実態に即した管理簿となるよう、規則の改正に向けて検討中である。

(ウ) 現金納付者に対する納付書交付については、保育所納付交付簿を整備した。

(オ) 危機管理マニュアルの旧課名については、直ちに修正した。

【教育委員会】

○学校教育課

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 外国語指導助手（ALT）については、平成21年度より、民間委託で1名の人員を配置している。外国語指導助手は、委託業者と業務打ち合わせを行うため、業務伝達でのトラブルもなく、またアクシデントの際には、代替の外国語指導助手を配置できるというメリットがある。今後とも、教育のための積極的な新しい取り組みに期待したい。

(イ) 奨学金貸付基金については、今年度貸付予定人数（10名）以上の応募者がいるとのことである。向学心のある若者に就学の機会を与えることができる基金としての目的を達成するため、未償還の奨学金の滞納整理に一層の努力をされたい。

(ウ) 給食運営マニュアルについては作成中とのことであるが、業務の基本となるものであり、食育を考えるうえでも重要と言える。作成のため、尽力されたい。

【措置事項】

(ア) 外国語指導助手(ALT)について、「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」による外国語指導助手(ALT)1名の契約期間(平成23年7月)満了後は、民間委託による人員配置を検討している。

(イ) 奨学金貸付基金については、平成21年度当初25名であった滞納者に対し、電話、督促状の送付等による滞納整理の結果、滞納者は6名となった。うち、5名

については、定期的に納付される状態が続いている、今後は、さらに接触回数を増やす等継続して滞納整理を進めていく。

(ウ)給食運営マニュアルについて、これまで給食センターの運営に係るマニュアルは、体系的に整理されておらず、バラバラにある資料に基づき給食センター及び受配校の給食業務の運営に当たっていた。

昨年度は、これらの資料の整理を含め給食センター及び受配校に係る給食センター運営マニュアルの作成を行おうとしたが、新型インフルエンザの流行により学級閉鎖の頻発に伴い給食センター、受配校においても対応に追われ整備に至らなかった。

現在は、給食業務に係る各受配校の対応調査をかけるとともに、給食業務における未整備箇所の整備を行い2学期末の完成に努めている。

○生涯学習課

【指摘及び改善を求める事項】

(ア) 旅行命令簿の帰着日の記載漏れがあった。今後は、気をつけられたい。

(イ) 今年度より、成人式記念品については、県下他市の状況を勘案し、教育委員会、成人式実行委員会等にて協議のうえ廃止を決定し、予算の削減に貢献した。平成22年度に向けては、これから社会を担う成人を祝うイベントとして、新しい試みがあれば、実行委員会とともに予算措置も含めた検討をされたい。

(ウ) 財政状況厳しい折から、平成22年度からのとらまるパペットランドの管理運営費用の見直し、削減については、施設の有効利用と、浸透してきた東かがわ市人形劇の伝統を継承するため評価できるものである。今後とも地方自治法第244条の2第10項に従い、より一層適正な管理の指導に努められたい。

(エ) 「東かがわ市スポーツ振興計画」については、現実に即した見直しを検討中のことであるが、選手の育成強化の現状の部分では、東かがわ市出身者で柔道の指導者の記載を、追加してほしい。

(オ) 東かがわ市少年少女発明クラブの通帳については、適正に管理されているが、年度を越えての繰越金が多額である。今後は、指導員とともに有効活用への取り組みに期待したい。

【措置事項】

(ア) 旅行命令簿の帰着日等の記載漏れについては、確認のうえ、整備を行った。

(イ) 平成22年度の成人式は、新成人による実行委員会を組織し、イベントを検討することとしている。

(ウ) とらまるパペットランドの管理運営については、財団法人とらまる人形劇研究所に対して、とらまるパペットランドの業務又は経理の状況に関して引き続き報告を求め、適正な管理の指導に努めることとしている。

(エ) 「東かがわ市スポーツ振興計画」については、東かがわ市スポーツ振興計画（後期見直計画）を平成 22 年 3 月に策定し、競技スポーツの推進について選手の育成方法の現状に柔道の指導者の記載を追加した。

(オ) 東かがわ市少年少女発明クラブの平成 22 年度予算の繰越金は、1,137,287 円となった。平成 22 年度の事業では、募集定員 20 名を越えた応募となったが希望者全員 24 名を受け入れ活動を充実し、適切な管理運営に努めることとしている。

